





	第七條第一 号	又は交流派遣職員が 又は交流派遣職員の派遣先企業 の業務	特定業務に係る労働者災害補償保険法第七條第二項に規定する通勤（当該特定業務に係る就業の場所を防衛省の職員の給与等に 関する法律第二十七條第一項において準用する国家公務員災害補償法第一條の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所と みなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次條第一号において同じ。）を
	第九條第二 項	又は 同じ。）を	、 同じ。）又はラグビー特別措置法第四條第七項に規定する派遣職員（次條第一号ロにおいて「一般職ラグビー派遣職員」という。） の組織委員会の特定業務（ラグビー特別措置法第三條第一項に規定する特定業務をいい、当該特定業務に係る労働者災害補償保 険法第七條第二項に規定する通勤（当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法第一條の二第一項第一号及び第二号 に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次條第一号ロにおいて同じ。）を
	第十條第一 号ロ	又は法科大学院派遣職員が 業務又は 教授等の業務	業務、 教授等の業務又は一般職ラグビー派遣職員の組織委員会の特定業務

## 附則

この省令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行の日（平成二十七年六月二十五日）から施行する。

## 附則（平成二八年三月二五日防衛省令第七号）

この省令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年三月二十九日）から施行する。

## 附則（令和二年二月二四日防衛省令第一〇号）

この省令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月二十八日）から施行する。